

動産総合保険  
重要事項のご説明

この書面では動産総合保険に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。保険の内容は、普通保険約款・特約(特約書・覚書等を含みます。以下、同様とします。)によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

## 契約概要のご説明

この書面は保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

## 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

## (1)商品の仕組み



## (2)補償内容

## ①保険金をお支払いする主な場合

墜落や空中での他物との衝突、落雷など偶然な事故によってドローンに生じた損害に対して、保険金をお支払いします。

## ②保険金をお支払いしない主な場合

・ローターまたはブレードに単独に生じた損害・バッテリー単独に生じた損害  
・燃料不足、機体および通信機器類のバッテリー不足またはエンジンオイル不足によって生じた損害  
・保険の対象の改造(注1)によって生じた損害(注2)  
・操縦中に保険の対象の全部が行方不明(注3)になったことによって生じた損害  
・操縦中に保険の対象の全部が回収不能になったことによって生じた損害・保険の対象が日本国の法令に違反して使用されている間に生じた損害  
・保険料をお払込みいただく前に生じた事故  
・保険契約者、被保険者(これらの方が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害  
・保険契約者、被保険者(これらの方が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)またはこれらの方の法定代理人でない方が、保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その方が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)またはその方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし他の方が受け取るべき金額についてはお支払いします。

・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みまたは雨漏りによって生じた損害。ただし、保険の対象を保管する建物の外側の部分(外壁、屋根、開口部等をいいます。)が風災、雹(ひょう)災、雪災または不測かつ突発的な事故によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹き込むことによって生じた損害についてはお支払いします。

・直接であると間接であるとを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)によって生じた損害

・核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害またはこれらの特性による事故に随伴して生じた損害。また、これら以外の放射線照射もしくは放射能汚染によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害

保険の対象の使用もしくは管理を委託された方または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は保険金をお支払いします。

・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害  
・直接であると間接であるとを問わず、差押え、没収、収用、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合は保険金をお支払いします。  
・直接であると間接であるとを問わず、保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの方に代わって

保険の対象を管理する方が相当の注意をもってしても発見できなかつた欠陥によって生じた損害については、保険金をお支払いします。

・直接であると間接であるとを問わず、保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質によるむれ、かび、変色、変質、さび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損害・紛失または置き忘れによって生じた損害

・外來の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害(経年劣化による故障)。ただし、これらの事故によって火災(焦損害を除きます。)または破裂・爆発が生じた場合は保険金をお支払いします。

詐欺または横領によって生じた損害

・保険の対象に加工(修理を除きます。)を施した場合、加工着手後に生じた損害。ただし、加工着手から加工終了までの加工または製造に直接起因しない損害については「火災、落雷、破裂・爆発、風災、雹(ひょう)災、雪災、外部からの物体の飛来・落下、水濡れ、騒擾(じょう)、労働争議、盗難」に限定して保険金をお支払いします。

・真空管、電球等の管球類に単独に生じた損害(フィラメントのみに損害が発生した場合を含みます。)。

・保険の対象のすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

・万引きその他不法侵入、暴行または脅迫の行為をなさなかつた者によって盗取されたことによって生じた損害

・検品または棚卸しの際に発見された数量の不足による損害。ただし、不法に侵入した第三者の盗取による損害の場合はお支払いします。

・保険の対象の受渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによる損害

・保険契約者、被保険者または保険金受取人の従業員等が自ら行い、または担した窃盗、強盗、詐欺、横領、背任その他の不誠実行為によって保険の対象に生じた損害

・格落ち(損傷が生じたことによる保険の対象の価値の低下をいいます。)によって生じた損害

・日本国外で生じた事故による損害(※プラン A、B、レンタル B の場合)

・自力救済行為等によって生じた損害

・異物の混入、純度の低下、化学変化、質の低下等の損害

・温度、湿度の変化または空気の乾燥、酸素の欠如によって生じた損害

・消耗品に単独に生じた損害

・修理費中に航空運賃が含まれている場合、航空輸送によって増加した費用

・修理が発生しなかつた場合に点検・診断にかかった費用、初期不良や定期点検にかかった費用・ファームウェアのアップデートによる不具合

・直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃の結果、保険の対象に生じた損害(ただし、火災または破裂・爆発によって保険の対象に生じた損害を除きます。)

(注1)保険の対象の機能に影響しない範囲の改造は除きます。

(注2)事故により保険の対象が損害を受けた改造箇所の修繕費およびその改造によって拡大して生じた損害を含みます。

(注3)保険の対象の現物確認ができない場合をいいます。※上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約等でご確認ください

## ③お支払いする保険金等

損害保険金	損害保険金=損害の額(注1) ×保険金額(注2)/保険価額 (注1)損害の額は、修理費(再調達価額に基づいて算出します)。 (注2)保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。※損害保険金の支払額が1回の事故につき、保険の対象ごとに保険金額の70%に相当する額となった場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。
-------	--

損害防止費用保険金	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用をお支払いします。(ただし損害保険金とあわせて保険金額が限度となります。)
権利保全行使費用	引受保険会社が取得する権利(注)の保全および行使に必要な手続のために支出した費用をお支払いします。(注)損害が生じたことにより被保険者が取得した損害賠償請求権その他の債権をいいます。
オールリスク修理付帯費用保険金	保険金をお支払いするべき事故により損害が生じた結果、復旧にあたり、引受保険会社の承認を得て実際に支出した必要かつ有益な費用(注)(1回の事故につき、被保険者ごとの合計保険金額の30%または

1,000万円のいすれか低い額が限度)をお支払いします。(注)調査費用、点検費用、調整費用、試運転費用等をいいます。

### (3) 保険期間

保険期間は1年間となります。被保険者証の「保険期間」欄にてご確認ください。

### (4) 保険金額

被保険者証の「保険期間」欄にてご確認ください。

## 2. 満期返りい金・契約者配当金

満期返りい金・契約者配当金はありません。

## 3. 解約返りい金の有無

このご契約には、解約返りい金はありません。

## 注意喚起情報のご説明

被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。この書面は保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合せください。

### 1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

この保険は、リタテラスが保険契約者となる商品付帯契約であることから、クーリングオフの対象ではありません。

### 2. 通知義務等

#### (1) 保険期間中における注意事項(通知事項等)

##### 特にご注意ください

次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、保険契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

##### 【通知事項】

- 被保険者証の記載内容に変更が生じる場合
  - 修理等により機体の製品番号に変更が生じた場合
- 等

■通知事項に掲げる事実が発生し、次に該当する場合には、保険の引受範囲外となるため、保険契約が解約となります。

保険の対象(ドローン)の主たる保管場所が日本国外となった場合

#### (2) その他の注意事項

次のいすれかに該当する事実が発生する場合には、被保険者証の変更等が必要となりますので、遅滞なく代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。

- ① 保険の対象(ドローン)を売却、譲渡する場合
  - ② 被保険者証記載の住所または電話番号を変更する場合
  - ③ 保険の対象(ドローン)の価額が著しく減少した場合
- 等

### 3. 保険金支払後の保険契約

損害保険金のお支払額が1回の事故につき保険金額の70%に相当する額となった場合は、ご契約は損害発生時に終了します。なお、損害保険金のお支払額が1回の事故につき保険金額の70%に相当する額に達しない限り、損害保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

### 4. 保険会社破綻時等の取扱い

#### ＜保険会社破綻時等の取扱い＞

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金・解約返りい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下、「個人等」といいます。)以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にか

かわる部分については、上記補償の対象となります。)。補償対象となる場合には保険金や解約返りい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

### 9. 契約取扱者の権限

契約取扱者が代理店または引受保険会社の社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または引受保険会社の社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

### 5. 個人情報の取扱い

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することができます。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例

損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス

②提携先等の商品・サービスのご案内の例

自動車購入・車検の斡旋上記の商品やサービスには変更や追加が生じことがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いすれも海外にあるものを含む)に提供することができます。

#### ・契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することができます。

#### ・再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することができます。引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

## 6. 事故発生時のご注意

### (1)事故が起った場合の引受保険会社へのご連絡等

事故が起った場合、次の処置を行ったうえで、遅滞なくご契約の代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

### (2)保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出していただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
<b>(1)引受保険会社所定の保険金請求書</b>	引受保険会社所定の保険金請求書
<b>(2)引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これに類する書類※</b>	警察署・消防署の証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者等からの報告書
※事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害発生の有無を確認するための書類をいいます。	
<b>(3)保険価額、損害の額または費用の額を確認する書類</b> ①保険価額を確認する書類 ②損害の額、費用の額・支出を確認する書類	固定資産台帳、売買契約書、取得時の領収書、棚卸台帳・仕入伝票、現金出納帳・売上伝票、図面・仕様書 修理見積書・請求書・領収書、損害明細書
<b>(4)その他必要に応じて引受保険会社が求める書類</b> ①被保険者証 ②保険の対象、保険金の支払対象となる動産等であることを確認する書類 ③保険金請求権者を確認する書類 ④損害が生じた物の所有者(所有権、賃貸借に関する債権債務の範囲等を含みます)を確認する書類 ⑤質権が設定されている場合に保険金請求に必要な書類 ⑥引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類 ⑦他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	メーカー保証書、売買契約書、送り状、発送伝票 委任状、印鑑証明書・代表者資格証明書、住民票、戸籍謄本 固定資産台帳、賃貸借・リース契約書、出入庫伝票 質権者の保険金請求書および債務残高証明書、引受保険会社所定の保険金直接支払指図書／証調査に関する同意書 示談書、判決書、保険会社等からの支払通知書

### (3)保険金のお支払時期

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(注 1)をご提出いただいたてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項(注 2)の確認を終えて保険金をお支払いします。(注 3)

(注 1)保険金請求に必要な書類は、前記の表をご覧ください。

(注 2)保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注 3)必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

### (4)保険金請求権の時効

保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

## この保険商品に関するお問合わせは

### 代理店・扱者 ヤマゼンクリエイト株式会社

〒550-0012 大阪市西区立売堀 2-1-9 日建ビル 4F

Tel: 06-6534-3218 / Fax: 06-6534-4662

※営業時間 9時～17時30分(土日・祝日を除く)

### 引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 4-6

御茶ノ水ソラシティ 22F

## 保険会社の連絡・相談・苦情窓口

### 引受保険会社へのご相談・苦情がある場合

#### 三井住友海上お客様デスク

0120-632-277(無料)

#### チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



## 指定紛争解決機関

### 引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行なうことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808

[ナビダイヤル

(全国共通・通話料有料)]

- 受付時間[平日9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- 携帯電話からも利用できます。IP電話からは 03-4332-5241 におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)